

平成 24 年 11 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア イ ス タ イ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 松 徹 郎
(コード番号：3660 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 コーポレート本部長 菅原 敬
(TEL. 03-5785-8902)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成24年11月1日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部又は市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

【本資金調達背景と目的】

当社グループは、美容系総合ポータルサイト「@cosme（アットコスメ）」の運営を中心に、インターネット広告サービスや各種プロモーションサービスを提供するメディア事業、化粧品等のオンラインショッピングサイトを運営するEC事業、化粧品等の小売販売店を運営する店舗事業を展開してまいりました。さらに、平成24年5月には、株式会社アイスポットをグループに加え、新たにサロン向けのメディアを運営するその他事業を開始いたしました。

今後、当社グループは化粧品に関するデータベースを中心とした事業ポートフォリオから、一元管理された会員データベース、統一化されたポイント・クーポンシステム、あらゆるデバイスから利用可能な課金システムを有するプラットフォームを構築し、その上で複数の美容関連事業を展開する、「ビューティプラットフォーム戦略」を基に事業を展開してまいります。

今回の公募増資による調達資金は、下記の施策に係るソフトウェアの開発及び取得のための設備投資資金に充当する予定であります。

①プラットフォームの構築

当社グループの事業基盤を「ビューティプラットフォーム」として確立するためには、ユーザーの皆様がシームレスに当社グループのサービスをご利用いただける環境の整備が必要と考えております。そのために、共通のIDやポイント・クーポン制度といった機能を備えたシステム基盤の構築を推進してまいります。

また、Facebook等外部サイトとの連携など、新しいサービスに関わるシステム開発や、リアルタイムの投稿監視や個人認証等、既存ビジネスの基盤に関わるシステム開発を行ってまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②スマートフォン対応

国内のスマートフォンユーザーが増え続ける中、当社の主力サイトである「@cosme」へのスマートフォン端末からのアクセスも著しく増加しております。スマートフォンやタブレット端末ならではの利用シーンを想定し、利便性の高いサービスをユーザーへ提供するため、複数OS上での各種アプリの開発、スマートフォンにおける収益モデルの強化など、スマートフォン対応を強化してまいります。

③プレミアム会員（有料課金）サービスの強化

プレミアム会員サービスにつきましては、前期まではテスト段階としてフィーチャーフォンを中心にサービスを提供しており、今期より徐々にサービスを拡充しております。今後、平成24年10月に発表したスマートフォン向けの@cosme公式アプリも活用しながら、より充実したサービスを提供し、将来的にはプレミアム会員サービスが当社グループの収益の柱の一つとなるサービスに成長させてまいります。

当社グループは、今回の公募増資並びに東証証券取引所における市場変更は、事業成長を加速するための転換点と捉えております。まずは国内においてプラットフォーム戦略を推進しつつ、中長期的にはアジアを中心とした海外にも展開し、「アジア最大のビューティプラットフォーム」の構築に注力してまいります。

本公募増資により株式の希薄化が生じますが、上述の事業成長を加速するための設備投資資金に充当することで企業価値の向上に努める所存であります。

また同時に、当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株主分布状況の改善や株式流動性の向上を図ってまいります。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,129,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成24年11月19日（月）から平成24年11月21日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。又、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受させる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成24年11月29日（木）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 吉松 徹郎に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 1,439,000株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数
- | | |
|----------------|----------|
| 株式会社サイバーエージェント | 400,000株 |
| 吉松 徹郎 | 312,400株 |
| 学校法人都築俊英学園 | 312,100株 |
| 山田 芽由美 | 154,500株 |
| 高松 雄康 | 100,000株 |
| 菅原 敬 | 80,000株 |
| 佃 慎一郎 | 80,000株 |
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。）なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受させる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成24年11月30日（金）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 吉松 徹郎に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- | | |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 385,200 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 385,200 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 吉松 徹郎に一任する。 | |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。 | |

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- | | |
|---|---|
| (1) 募 集 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 385,200 株 |
| (2) 払 込 金 額 の
決 定 方 法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。又、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割 当 先 | みずほ証券株式会社 |
| (5) 申 込 期 間 | 平成 24 年 12 月 20 日（木） |
| (6) 払 込 期 日 | 平成 24 年 12 月 21 日（金） |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。 | |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 吉松 徹郎に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。 | |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 385,200 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、385,200 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成 24 年 11 月 1 日（木）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 385,200 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 24 年 12 月 21 日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 24 年 12 月 14 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	12,628,000 株	(平成 24 年 11 月 1 日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	1,129,000 株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	13,757,000 株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	385,200 株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	14,142,200 株	(注)

(注) 上記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額上限1,210,441,000円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。具体的にはメディア事業における既存サービスの改良及び新規サービスに関するソフトウェアの開発及び取得に係る設備投資資金として、342,074,000円を平成25年6月期中に、509,385,000円を平成26年6月期中に、残額を平成27年6月期中に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、平成24年9月30日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手予定 年月	完成予定 年月	完成後の増加 能力
				総額	既支払額				
当社	本社 (東京都)	メディア 事業	ソフトウェア	546,026	93,756	自己資金 増資資金	平成24年 7月	平成25年 6月	既存サービスの改良及び新規サービスへの対応
	本社 (東京都)	メディア 事業	ソフトウェア	509,385	—	増資資金	平成25年 7月	平成26年 6月	
	本社 (東京都)	メディア 事業	ソフトウェア	547,085	—	自己資金 増資資金	平成26年 7月	平成27年 6月	
株コス メネク スト	店舗 (未定)	店舗事業	新規店舗開発 設備等	25,000	—	自己資金	平成25年 6月	平成25年 7月	1店舗

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記3.(1)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

剰余金の配当については現時点では予定しておりませんが、当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、事業の効率化及び拡大に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々の当社グループの経営成績及び財政状態並びにそれらの見通しに応じた適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、剰余金を配当する場合に、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会である旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成22年6月期	平成23年6月期	平成24年6月期
1株当たり連結当期純利益	2,755.34円	23.15円	32.50円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	－円 (－)	－円 (－)	－円 (－)
実績連結配当性向	－%	－%	－%
自己資本連結当期純利益率	12.7%	18.4%	19.8%
連結純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値です。
2. 実績連結配当性向及び連結純資産配当率は、当該3決算期間において配当を行っていないため記載しておりません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、少数株主持分控除後の連結純資産の期首と期末の平均で除した数値です。
4. 当社は、平成23年12月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また、平成24年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が、平成23年6月期の期首に行われたものと仮定し、1株当たり連結当期純利益を算定しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び第280条ノ27並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与状況(平成24年10月31日現在)

定時株主総会決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成16年9月28日	405,200株	125円	63円	平成18年9月29日から 平成26年9月28日まで
平成22年9月17日	735,400株	200円	100円	平成24年10月30日から 平成32年9月16日まで
平成22年9月17日	39,000株	200円	100円	平成25年6月28日から 平成32年9月16日まで

また、当社は旧商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債を発行しております。

新株引受権付社債(平成24年10月31日現在)

銘柄(発行年月日)	新株引受権の残高	発行価格	資本組入額
第1回新株引受権付無担保社債 (平成12年5月12日発行)	668,300円	16円	8円

なお、今回の一般募集及び第三者割当増資後の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は8.62%となる見込みです。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成24年3月7日	新規上場時有害一般募集 347,760千円	923,638千円	695,710千円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年6月期	平成23年6月期	平成24年6月期	平成25年6月期
始 値	－円	－円	1,630円 □710円	741円
高 値	－円	－円	1,715円 □760円	997円
安 値	－円	－円	1,157円 □678円	603円
終 値	－円	－円	1,480円 □713円	860円
株価収益率	－	－	21.94倍	－

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、平成24年3月8日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。
2. □印は、株式分割（平成24年7月1日付で普通株式1株につき2株の分割）による権利落ち後の株価を示しております。
3. 平成25年6月期の株価については平成24年10月31日(水)現在で表示しております。
4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成25年6月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である吉松 徹郎、山田 芽由美、高松 雄康、菅原 敬及び佃 慎一郎は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行、新株予約権の行使による本件株式の発行及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。